

犯罪統計書

令和元年

三重県警察本部

は し が き

- 1 この犯罪統計書は、犯罪統計規則並びに同細則に基づいて制定された「犯罪統計事務処理要領」により、県下各警察署において作成された犯罪統計原票の内容等を素材とした令和元年の犯罪統計である。
- 2 本書における件数、人員の計上方法は次のとおりである。
 - (1) 件 数
件数は、原則として被疑者の行為数によって定めている。ただし数件 1 人又は数人の場合で、一定の条件に該当するときは、包括して 1 件とするなどの計上方法をとった。(犯罪統計細則第 6 条「犯罪件数の決定基準」)
 - (2) 人 員
人員は、同一人が数罪を犯し又は数件数人の場合は、法定刑が最も重い罪(法定刑が同じ場合については主たる罪)につき、1 人又は数人として計上している。(犯罪統計細則第 5 条)
- 3 予備罪等一定の犯罪については、次のような方法をとった。
 - (1) 未遂罪及び予備罪は、殺人予備罪を除き、それぞれの既遂の罪に含めている。
 - (2) 「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」第 2 条から第 4 条に規定する罪は、その行為態様に応じ、強盗又は窃盗の罪に含めた。
 - (3) 「暴力行為等処罰ニ関スル法律」第 1 条から第 1 条ノ 3 までに規定する罪は、その行為態様に応じ、暴行、傷害、脅迫、器物損壊等の罪に含めた。
 - (4) 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」第 3 条から第 11 条までに規定する罪は、その行為態様に応じ、殺人、脅迫、恐喝、詐欺等の罪に含めた。
- 4 本書における用語等の意義は、次のとおりである。
 - (1) 用 語
 - ア 刑法犯
「刑法(道路上の交通事故に係る第 211 条の罪を除く。)」並びに「爆発物取締罰則」、「決闘罪ニ関スル件」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「航空機の強取等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰に関する法律」、「航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」、「人質による強要行為等の処罰に関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」及び「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪をいう。
 - イ 特別法犯
刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第 211 条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪をいう。
 - ウ 包括罪種
刑法犯のうち、被害法益、犯罪態様等の観点から、類似性の強い罪種を包括した分類名称をいう。
 - エ 強盗・強制性交等、強制性交等
刑法の一部が改正(平成 29 年 7 月 13 日施行)され、強盗強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強盗強姦」を「強盗・強制性交等」に、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、「強姦」を「強制性交等」に変更した。

- オ 重要犯罪・重要窃盗犯
治安情勢を観察する場合に、統計上、その指標となる犯罪として掲げるものをいう。
重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。
重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。
- カ 認知件数
警察において認知した犯罪の事件数をいう。
- キ 検挙件数
警察において検挙した事件（解決事件を含む。）の数をいう。
- ク 検挙人員
警察において検挙した事件（解決事件に係る者を除く。）の被疑者の数をいう。
- ケ 補導人員
警察において触法少年として補導した少年の数をいう。
- コ 解決事件
刑法犯について、認知件数としてすでに計上されている事件を捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であること、犯罪事実がないこと、その他犯罪として成立しないこと及び訴訟条件、処罰条件を欠くことが確認された事件（件数）をいう。
- サ 成人事件・少年事件、成人少年共犯事件
成人事件とは、20歳以上の者が犯した犯罪の事件をいい、少年事件とは14歳以上20歳未満の者が犯した犯罪の事件をいう。両者の共犯事件を成人少年共犯事件としている。
- シ 犯罪少年
特にことわりのない限り、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。
- ス 触法少年
14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
- セ 高齢者
65歳以上の者をいう。
- ソ 来日外国人
外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明者以外の者をいう。
- タ 既届（事件）
警察が犯罪の発生を認知する前に、被害者又はその代理人等から自発的に警察に届出のあったこと（事件）をいう。
- チ 特別な名称
（ア）嬰兒殺とは、1年未満の乳児を殺害（未遂を含む。）した場合をいう。
（イ）侵入盗とは、住宅又は住宅以外の建物に侵入し、金品を窃取するものをいう。
（ウ）乗り物盗とは、自動車、オートバイ又は自転車を窃取するものをいう。
（エ）非侵入盗とは、侵入盗及び乗り物盗以外の窃盗をいう。
（オ）検挙率
認知件数に対する検挙件数の割合を百分比で表したもので、その算出方法は次のとおりである。

$$\frac{\text{検挙件数（解決事件を含む。）}}{\text{認知件数}} \times 100$$

犯罪統計書（令和元年）

目 次

図表	1
第1 犯罪の概況	11
1 刑法犯	11
（1） 発生（認知）状況	11
ア 概況	11
イ 罪種別にみた発生（認知）状況	13
（ア） 重要犯罪	13
（イ） 重要窃盗犯	14
（ウ） 凶悪犯	15
（エ） 粗暴犯	16
（オ） 窃盗犯	17
（カ） 知能犯	19
（キ） 風俗犯	20
（ク） その他の刑法犯	21
ウ 警察署別にみた発生（認知）状況	22
（2） 犯罪の被害状況	
ア 生命・身体の被害	24
イ 財産の被害	24
（3） 検挙状況	
ア 概況	26
イ 罪種別にみた検挙状況	27
（ア） 重要犯罪	27
（イ） 重要窃盗犯	27
（ウ） 凶悪犯	28
（エ） 粗暴犯	28
（オ） 窃盗犯	29
（カ） 知能犯	30
（キ） 風俗犯	30
（ク） その他の刑法犯	30
ウ 身柄措置別検挙状況	31
エ 女性に係る犯罪	33
オ 高齢者に係る犯罪	35
2 特別法犯検挙状況	36
3 少年犯罪の状況	38
4 暴力団犯罪の状況	41
5 来日外国人犯罪の状況	43

第2 資料

1 刑法犯

刑法犯罪種別状況

1	刑法犯	年次別認知・検挙状況 (1) (2) (3) (4) (5)	45
2	刑法犯	罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員	50
3	刑法犯	罪種別 認知、検挙、人員表(1) (2)	52
4	刑法犯	警察署別包括罪種別 認知・検挙件数 前年対比	54
5	重要犯罪・重要窃盗犯	認知・検挙件数・検挙人員	55
6	警察署別 重要犯罪・重要窃盗犯	認知・検挙状況(1) (2)	56
7	窃盗	手口別 認知・検挙件数及び検挙人員	58
8	窃盗	手口別 警察署別 認知、検挙、人員表(1) (2)	59
9	刑法犯	都道府県別 包括罪種別 認知・検挙件数及び検挙人員 (1) (2) (3)	61

認知状況

10	刑法犯	罪種別 認知の端緒別 認知件数(1) (2)	65
11	窃盗	手口別 認知の端緒別 認知件数(1) (2)	67
12	刑法犯	罪種別 発生時間帯・発生曜日別 認知件数	69
13	窃盗	手口別 発生時間帯・発生曜日別 認知件数	70
14	刑法犯	罪種別 発生場所別 認知件数 (1) (2) (3) (4)	71
15	窃盗	手口別 発生場所別 認知件数 (1) (2) (3) (4)	75
16	侵入強盗	発生場所別 侵入口・侵入方法別 認知件数 (1) (2)	79
17	侵入窃盗	発生場所別 侵入口・侵入方法別 認知件数 (1) (2) (3) (4) (5)	81
18	器物損壊等事犯	発生場所別 被害器物等・損壊等の状況別 認知件数 (1) (2) (3)	86
19	刑法犯	包括罪種別 市町村別 認知件数及び犯罪率	89
20	刑法犯	包括罪種別 交番・駐在所別 認知件数	91

検挙状況

21	刑法犯	罪種別 主たる被疑者の犯行時の年齢別 検挙件数 (総数表、女表)	95
22	窃盗	手口別 主たる被疑者の犯行時の年齢別 検挙件数 (総数表、女表)	97
23	刑法犯	罪種別 成人・少年事件別 共犯形態別 検挙件数(1) (2)	99
24	窃盗	手口別 成人・少年事件別 共犯形態別 検挙件数(1) (2)	101
25	刑法犯	罪種別 主たる被疑者の逃走時の交通手段別等 検挙件数	103
26	窃盗	手口別 主たる被疑者の逃走時の交通手段別等 検挙件数	104
27	刑法犯	罪種別 犯罪供用物別 検挙件数(1) (2) (3)	105
28	刑法犯	罪種別 犯行の動機・原因別 検挙件数	108
29	刑法犯	罪種別 犯行時の年齢別 検挙人員(総数表、女表)	109
30	窃盗	手口別 犯行時の年齢別 検挙人員(総数表、女表)	111
31	刑法犯	罪種別 犯行時の職業別 検挙人員(1) (2) (3)	113
32	窃盗	手口別 犯行時の職業別 検挙人員(1) (2) (3)	116
33	刑法犯	罪種別 犯行府県数別 検挙人員	119
34	窃盗	手口別 犯行府県数別 検挙人員	120
35	刑法犯	罪種別 初犯者・再犯者別 再犯者の前回処分別 検挙人員(1) (2)	121

36	刑法犯	罪種別	身柄措置・送致別	検挙人員	123
37	窃盗	手口別	身柄措置・送致別	検挙人員	124
38	刑法犯	罪種別	前科数別	検挙人員(成人)	125
39	窃盗	手口別	前科数別	検挙人員(成人)	126
40	刑法犯	罪種別	精神障害等の有無別	検挙人員	127

犯罪の被害状況

41	刑法犯	罪種別	被害者の年齢・性別	認知件数(1)(2)	129
42	刑法犯	罪種別	被害者の職業別	認知件数(1)(2)(3)	131
43	刑法犯	罪種別	死傷被害者数	(1)(2)	134
44	財産犯	被害額・被害回復額	対前年比較及び被害品別	認知・検挙件数 (1)(2)(3)(4)	136
45	刑法犯	罪種別	被疑者と被害者の関係別	検挙件数	140

2 特別法犯

1	特別法犯	違反法令別	取締・検挙件数及び検挙人員	141	
2	警察署別	違反法令別	検挙件数・検挙人員(1)(2)(3)	142	
3	選挙犯罪	各種選挙別	違反態様別	検挙件数・検挙人員(1)(2)	145
4	軽犯罪法違反			147	
5	風俗営業関係違反	検挙状況	(1)(2)	148	
6	売春関係事犯	違反態様別	被疑者の営業別	検挙件数(1)(2)	150
7	銃刀法	違反態様別	主たる違反对象物件の種類別	検挙件数・検挙人員 及び押収物件数(1)(2)	152
8	火薬類取締法	違反態様別	押収物件の数量	154	
9	資産形成関係事犯	被害金額・人員別	商法種別	検挙件数	155
10	宅地建物取引業法違反	違反態様別	検挙状況	156	
11	環境関係事犯	違反態様別	検挙件数	156	
12	薬事事犯	違反对象物件別	検挙件数・検挙人員及び押収物の数量(薬物四法)	157	
13	薬物事犯	違反態様別	検挙件数及び検挙人員	158	

3 少年犯罪

1	刑法犯	罪種別	年齢・学職別	犯罪少年・触法少年	検挙・補導人員 (総数表・女表)	159
2	特別法犯	違反法令別	年齢・学職別	犯罪少年・触法少年	検挙・補導人員 (総数表・女表)	161
3	少年の福祉犯	違反法令別	検挙件数・検挙人員及び福祉を害された少年の数	(1)(2)(3)	163	

4 暴力団犯罪

1	暴力団等犯罪	刑法犯	罪種別	被疑者の地位別	検挙件数・検挙人員	167
2	暴力団等事件	検挙状況(刑法犯・警察署別)				168
3	暴力団等事件	罪種別	検挙状況(刑法犯・特別法犯)			169
4	銃刀法	違反態様別	主たる違反对象物件の種類別	検挙件数・検挙人員 及び押収物件数(暴力団)	(1)(2)	170

5	外国人関係	
1	来日外国人による 刑法犯 国籍別 罪種別 検挙件数・検挙人員(1)(2)(3)(4)	173
2	来日外国人による 特別法犯 国籍別 違反法令別 検挙件数・検挙人員(1)(2)	177
3	他機関引継被疑者補助票関係 出入国管理及び難民認定法 違反態様別 国籍別 検挙人員	179